

令和3年7月20日

県木協だより

編集発行 宮城県木材協同組合
仙台市青葉区東照宮一丁目 8-8
TEL 022-233-2883
FAX 022-275-4936
E-mail:miyagi_wood@waltz.ocn.ne.jp
URL:http://www.miyagi-wood.jp/

総会二年ぶり参集して開催

―理事長に千葉基氏 再任―

令和三年度通常総会が五月二十八日宮城木材文化ホールにおいて、二年ぶりに組合員八十三名(委任状含む)が出席し、開催されました。

議事に先立ち、八名の方々の優良職員表彰が行われ、理事長挨拶に続き、来賓の宮城県知事(代理中村林業振興課長)、仙台森林管理署清水署長から祝辞が述べられました。

その後、小野寺副理事長を議長に選出し、令和二年度の事業報告と決算関係、令和三年度の事業計画と収支予算ほか関連議案を審議し、原案のとおり可決承認されました。

また、任期満了に伴う役員改選では二人の新任理事など別掲のとおり選出されました。総会後の理事会において互選の結果、理事長に千葉基氏など三役は全員再任されました。

令和三年度宮城県木材産業政治連盟の通常総会も開催され、同様に可決承認、佐藤会長以下再任され、及川副理事長の挨拶で両総会の一切を終了しました。

千葉理事長 挨拶要旨

「優良職員表彰を受けた八名の方々、誠にありがとうございました。誠に誠に。皆様が社業発展のため長年にわたり、精励され成果を収めてこられたことに敬意を表します。今後も社業と木材業界発展のためご活躍を期待します。」

木材業界はこの一年半、コロナの大きな波に翻弄されました。



昨今の今頃は、コロナ不況による木材需要の減少から合板工場や製材工場への原木出荷制限がかなり、価格が低迷し、原木が滞留しました。国では補正予算で木材需要拡大事業や滞留原木対策事業を措置し、当組合でも組合員とともに取組みました。

その後、木材需要は徐々に回復し、年明けからは逆に値上がりしてしましました。現在は「ウッドショック」と言われる程の木材不足と価格高騰の最中にあります。世界的な動きの中での国内需給の先行きは不透明ですが、森林資源の充実や木材利用の追い風を受けて今後の国産材、地域材の地歩を

役職	氏名	所属	摘要
理事長	千葉 基	(株)チバミン	
副理事長	米澤 光秀	(有)米澤製材所	
〃	及川勝一郎	ヤマモト木材(有)	
〃	小野寺邦夫	丸平木材(株)	
専務理事	佐藤 好昭	員 外	
理 事	村井 八郎	(株)村井林業	新 任
〃	渋谷 隆	(株)渋谷木材店	
〃	亀山 武弘	宮城十條林産(株)	
〃	和泉 一昭	(株)グリーンハウザー	
〃	佐藤 豊彦	黒川森林組合	
〃	高橋 勝行	(株)タカカツ建材	
〃	高橋 和宏	(株)仙北製材所	
〃	高橋 昭浩	(有)マルウ木材産業	
〃	菅原 正義	(株)くりこまくんえん	新 任
〃	岩渕幸嗣郎	(株)岩淵製材所	
〃	日野 正勝	(有)日野製材所	
〃	小山 章宏	(株)小山材木店	
〃	奥津 文男	だるまチップ工業(株)	
〃	松林 仁志	松林商事(株)	
〃	中川 尚仙	中川木材(株)	
監 事	庄子 富雄	(株)仙台木材市場	
〃	小泉 幸彌	(株)三善材木店	

固めるための安定供給体制づくりが改めて求められています。当組合としては、これまでも安定供給と木材利用拡大を車の両輪として取り組んで来ましたが引き続き、地域に根差したこの取組を着実に進めていきます。』

事業報告では、新型コロナウイルスの影響で多くの会合、総会、イベント等が書面開催や延期、中止となり対面での交流が激減したこと。木材需要や価格は一時低迷したものの後半には持ち直してきたこと。その結果、優良みやぎ材の認証は456件(対前年度比9%増)、四千五百三十四立方尺(同3%減)、県産材証明は四百七十二件(同20%増)と健闘したこと。みやぎ環境税が五年延長され、県産材の一層の利用促進が期待されること。応急仮設住宅について「宮城県木造応急仮設住宅建設協議会」と宮城県・仙台市との協定が締結され、本格活動が開始されたこと。原木保管支援事業、過剰木材在庫利用事業、セーフティネット資金利子助成事業など国の新型コロナ対策事業に機動的に取り組んだこと。JAS構造材利用拡大事業を活用して木製飛沫防止パネルの提供や個別工務店PR支援、TVCMなど県産材利用の新たな普及広報に努めたことなど。決算については、コロナ補正により大幅増となる事業執行となったことが報告されました。

また、宮城県木材会館の取り扱いについては、建て替えや売却などは現在より収益が低下する恐れがあり、当面は小規模修繕をしながら、現状維持がベターとして、今後も組合の財務状況の強化や建築補助事業の動向を注視しながら不断の研究を続けることとしました。

今年度の事業方針では、昨年からの新型コロナウイルス感染症により経済社会環境が大きく影響を受けているなか、さらには「ウッドショック」が覆いかぶさり林業木材産業は極めて先行きが不透明ですが、木材業界が社会に果たすべき役割の「確かな木材の安定供給」と「木材利用の推進・木材産業の活性化」に向けた事業展開をしっかりと図ることが決定されました。

重点事項は次のとおりです。

- ① 優良みやぎ材など産地、品質の明確な県産材の生産供給体制の整備
 - ② JAS認証工場の拡大
 - ③ 人工乾燥材の生産拡大
 - ④ 木材需要拡大対策事業による地域材利用の促進
 - ⑤ 地域材を使用した木造住宅の建設促進
 - ⑥ CLTの普及促進
 - ⑦ 合法木材供給の推進
 - ⑧ セーフティネット資金等活用による木材産業の経営安定化
 - ⑨ みやぎ森林・林業未来創造カレッジや研修・セミナー等教育情報事業の推進
- 組合員の皆様の組合事業への積極的な参加とご協力をお願いします。

理事長就任のご挨拶 千葉基



皆さまこんにちは。

現在は新型コロナウイルスの影響により「ウッドショック」という暴風が吹き荒れています。これまで淡々と行ってきた必要資材を揃え、建築現場へお届けするという日常業務がとても難しいものになってきました。組合員の皆様が持てる力を発揮し、関係各社と連携して最善最適な現場進行ができますよう祈念いたします。

さて、五月二十八日の総会において理事長に再選されました。前期は新型コロナに振り回された一年と感じています。なかなかやるべき事ができない一年でした。そして木材の値上がりと品不足という現状に対し、どのような木材業界支援を組合がするべきか、答えを見いだせなっています。皆様の率直な声を組合にお寄せいただきたいと考えています。

私からもあえて一言申し上げます。

安定的な需要創造

自然素材木材の持つ可能性を最大限に引き出すため、次の事を行ったらいかがでしょうか。

- ① 県産材の特性を考慮した、これからの長寿命住宅にも対応する、推奨構造材仕様の決定(私としては四寸角を中心とした木材利用)。
- ② 内装材としてのデザイン開発(壁、腰壁、天井、

床等)と生産、利用促進体制の構築。

③メーカーによる「宮城材建材」の開発(大崎市図書館の重歩行用床材は大崎市産のスギを大建工業さんに加工していただきました)。

県産材の生産性向上

安定的な需要に対応する生産性の向上を行います。これは昨年未発足した「みやぎ森林・林業未来創造機構」に期待します。「伐採作業の生産性二倍」「下刈り作業の生産性十倍」を目標とする機構の計画が推進するよう協力してまいります。これについては機構の幹事でもある佐藤好昭専務より紹介させていただきます。

承前 機構は産業界、地域の団体、行政など多様な主体の連携協働で、林業の就業環境の向上と人材の確保育成を一体的に展開することを目的に昨年十二月十五日に設立されました。その後「経営強化就業環境部会」と「研修事業部会」での検討を重ね、機構が目指すビジョンやその達成方策、みやぎ森林・林業未来創造カレッジのプログラムなどをまとめた事業構想が五月二十七日開催の機構通常総会で承認され、今年度から具体的な取組がスタートしました。

就業環境向上に向けた取組では、理事長前

述のとおり、雇用環境や生産性などの数値目標を設定し、プロジェクトとして推進します。人材の確保・育成に向けた取組では県や各研修機関が実施しているプログラムを体系化し「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」として運営します。今年度は来年四月の本格開校に向けてオープンカレッジや部分開講イベントが開催される予定です。

組合としましても人材育成は喫緊の課題であり、組合員の積極的な参加を勧めてまいります。機構や事業構想の詳細は宮城県林業技術総合センターのホームページをご覧ください。(佐藤)

令和三年度木材関係予算の概要

宮城県林業振興課

県では、今年度の木材関係予算に約十億円を措置し、林業の成長産業化に向けて、「県産木材の需要創出と供給力の強化」に重点を置いた事業を展開していきます。

▼CLT等の県産材の利用促進

新たな県産材需要の創出策として、引き続きCLT等の県産材の活用・普及に取り組みます。具体的には、CLT建築のトータルコスト低減実証事業をはじめ、非木造や戸建て住宅における活用、加えて、集合住宅などの画一

的な建物などのユニット開発、宮城県CLT等普及推進協議会を通じた、新しい製品の開発支援など、県産木材の更なる利用拡大を図っていくこととしていきます。

○みやぎCLT普及促進事業(予算額…六千八百九十万円)

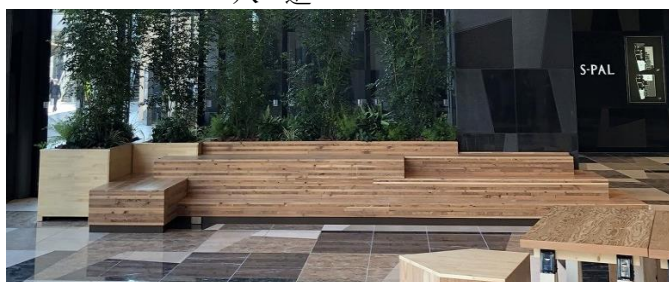
○みやぎ材イノベーション創出事業(予算額…一千二百八十五万円)

▼高性能林業機械や木材加工施設等への新 規整備支援(林野庁)

意欲と能力のある林業経営者を育成するための高性能林業機械の導入や、木材産業等の競争力強化を図るための木材加工流通施設、木質バイオマス利用促進施設等の整備を支援します。

なお、来年度(令和四年度)の事業要望調査を今年七月中旬から行いますので、ご要望のある方は、お近くの地方振興事務所林業振興部にお問い合わせください。

○林業成長産業化総合対策交付金事業(予算額…四億九千四百万円の内)



県産CLTベンチ(JR SENDAI EAST GATE BLDG.)

○ 合板・製材・集成材国際競争力強化対策事業
業（予算額…四億六千九百万円の内）

▼木質バイオマス利用の拡大

県内の木質バイオマス活用を更に拡大させていくために、モデル地区を設定し、地域完結型の木質バイオマス集荷システム等の構築を図る団体等への支援や、地域内の森林から生産される広葉樹や未利用間伐材等のバイオマスの運搬費等への支援など、持続的な木質バイオマス利用の推進と、地域の計画的な森林整備促進、林地残材の有効活用を進めていきます。

○ みやぎ型木質バイオマススマートタウン構築事業（予算額…一千九百四十七万円）

▼ICTを活用した原木供給力強化

県産材の流通拡大を図るため、より効率的な供給体制の確立が重要となることから、ICT等を活用した計画的かつ効率的に県産丸太を供給する取組を支援します。

○ 県産材新流通システム構築事業

（予算額…二百万円）

▼県産材利用を積極普及・PR

例年に引き続き県産材使用の新築住宅に対する助成を四百棟分行うことに加えて、今年度から内装や木製品配備も助成対象といたします。

また、県産材を利用する住宅やマンション等のリフォーム支援や新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐため、県産材を利用する店舗改修等にも支援します。

さらに、木育活動を行う施設等の内装木質化を支援するほか、地域で「木育」活動を積極的に進めている民間団体を支援していきます。

○ 県産材利用サステナブル住宅普及促進事業（予算額…二億六千七百八十九万円）

○ 「Wood・もつと・みやぎ」県産材需要創出事業（予算額…六千三百二十万円）

○ みんなで広げる「木育」活動推進事業（予算額…一千二百六十万円）

「県産材利用サステナブル

住宅普及促進事業」

宮城県林業振興課

県では、県産材をふんだんに使用した家づくりの普及を目的に、県産木材の使用量に応じて補助する、「県産材利用サステナブル住宅普及促進事業※」を実施しています。（※令和二年度までは、「県産材利用エコ住宅普及促進事業」）

平成二十三年の事業スタート以来、これまで十年間に五千棟近い新築木造住宅を助成し

てきました。このうち、約五割に当たる二千五百棟は、東日本大震災の被災者が住宅再建する上で活用しており、本事業は県産材利用の促進に加えて、震災復興支援の役割も果たしてまいりました。

ここでは、近年の事業実績についてご紹介いたします。

▼宮城県産材の普及に寄与

令和二年度の事業活用棟数は、前年度から七十棟ほど増加した五百二十四棟でした。一棟当たりの木材使用量は平均二十二立方メートルで、このうち約七割が県産材となっております。また、優良みやぎ材の使用量は過去最高の約五千六百立方メートルにのぼり、本事業の目的である一般住宅における宮城県産材利用の普及に大きく寄与しています。



R2 年度県産材利用エコ住宅普及促進事業利用例



「仙台管内の県産材利用

促進施策と取組み事例」

宮城県仙台地方振興事務所

仙台管内は、仙台藩祖伊達政宗公が基礎を築いた「杜の都」仙台市を含む六市七町一村からなります。

管内の森林は人工林率が県内で最も低いものの、都市近郊には保健休養機能を果たす森林公園が多くあり、まさに暮らす人たちが協力して『緑』を育て手入れしてきた歴史を垣間見ることができます。

また、木材利用については、住宅分野のほか、木造七階建てビルや高層マンションなど、非住宅分野や中高層建築物における象徴的な木造建築物が竣工されており、県内随一の木材消費圏域となっています。

宮城の森林、林業・木材産業が目指す姿「木を植え」「木を育て」「木を使う」という仕組が、仙台管内において今後も育まれるよう、「多くの人が集う場所で大々的に」、「生活の身近なところでも親しまれるよう」広く県産材を使う取組を行ってまいります。

ここでは、令和二年度の県産木材利用の事例を三つ紹介いたします。

▼ 駅ビルでの活用

令和三年二月五日に開業したJR仙台北一ストビル一階「ダテリウム」に階段ステージ（可動式木製ベンチ）が設置されました。これは、「みやぎ環境税事業（みやぎCLT活用技術創出事業）」を活用した試作品で、林業振興課と宮城県CLT等普及推進協議会の連携により実現したものです。県内外の多くの人が県産木材を目にする機会が増え、東北の玄関口として、PR効果の高い取組となっています。



階段ステージ(可動式木製ベンチ)

▼ 大型商業施設での活用

令和三年三月五日に開業したイオンモール新利府南館三階に「モクイクひろば」が設置されました。これは、「みやぎ環境税事業（木の香るおもてなし普及促進事業）」を活用したもので、滑り台などの遊具に、FSCの認証県産木材が使われ、SDGsの目標十五「陸の豊かさを守ろう」にも貢献しており、多くの家族連れが木材とふれ合える憩いの場となっています。



モクイクひろば



FSC 認証証明書

▼ 住宅分野での活用

令和三年四月から入居が始まった大和町落合の子育て支援住宅（二棟十六戸）には、県産木材を使った①お便りボックス②下駄箱③階段転落防止柵、が設置されています。これは「市町村振興総合補助金（木の香るおもてなし普及促進事業）」を活用したもので、「木の肌触り」や「木の香り」などが居住者からは大変好評であり、子育て世代の家族が日々の生活空間の中で、県産木材に触れることができます。取組となっています。



下駄箱



お便りボックス

公共建築物等木材利用促進法 改正

「公共から民間へも対象拡大」

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が一部改正され、十月一日に施行されます。（概要は次頁掲載）

名称を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」とし、目的に「脱炭素社会の実現に資すること」が追加、利用促進の対象が現行の公共建築物から建築物一般に拡大されました。林業・木材産業の事業者は建築用木材等の安定的な供給に努めることも明記されました。十月八日が「木材利用促進の日」、十月が「木材利用促進月間」として正式に制定されました。施策の拡充については、国の基本方針、県・市町村の方針の対象を公共建築物から建築物一般に拡大しました。国や自治体と事業者による木材利用促進協定制度の創設や協定を締結した事業者への支援も行われます。

さらに、木造建築の設計・施工に係る先進的技術の普及や人材育成、木造建築物の安全性の情報提供を行うこと、強度耐久性に優れた建築用木材の製造技術・製造コスト低廉化技術の開発普及の促進も新たに盛り込まれました。また、農林水産省に木材利用促進本部が設置され、基本方針の策定、施策推進を担います。

第四十八回 JAS 製材品普及推進展示会

表彰 令和三年二月三日

林野庁長官賞 ㈱佐藤製材所 様（登米市）

どうも、おめでとうございます

木造住宅コンクール 作品募集

今年で二十三回目となる県木協主催「みぎ木造住宅コンクール」を開催いたします。昨年令和二年一月から今年九月までに完成する住宅を県内一円から募集します。募集期間は九、十月の二ヶ月間となります。関係者の奮っての応募をお待ちしております。詳細は改めて公表いたします。お問い合わせは組合まで。



昨年度の最優秀賞

「ウッドショック」緊急セミナー

受講申込 受付中

現在、木材の不足や価格高騰が続いていますが、なぜ起きたのか、何が起きているのか、さらに、その先も見据えて、第一人者による緊急セミナーを開催します。

講演 「第3次ウッドショックは

なぜ起きたのか」

講師 NPO法人 活木活木森ネットワ

ーク 理事長（元鹿児島大学教授）

農学博士 遠藤 日雄氏

日時 八月二十四日（火）

午後一時半から四時

場所 ホテル白萩 三階 萩

主催 宮城県木材協同組合

対象者 組合員、森林林業・木材産業・

建築業関係者

受講料 無料

申込 組合HPか電話でお問合せ下さい。

宮城労働局からのお知らせ

令和四年四月一日から、職場におけるパワーハラスメント防止のために事業主に雇用管理上必要な措置を講じることが義務づけられる労働施策総合推進法が企業規模を問わず拡大されます。（現在は大企業のみ）

職場におけるパワーハラスメントとは①優越的な関係を背景とした言動であって②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより③労働者の就業環境が害されるもの、以上を全て満たすものです。職場のハラスメント予防解決対策には、総合情報サイト「明るい職場応援団」をお役立てください。

コロナ、ウッドショックと世界的な影響を身近に受けています。脱炭素社会含めて木材業界は Think Globally, Act Locally の最たるもの（一）では、足下に泉あり。私の足下は泉区です。（好）

公共建築物等における木材の利用の 促進に関する法律の一部を改正する法律 概要

- 戦後植林された国内の森林資源は本格的な利用期。
- 木材の利用は、森林循環（造林→伐採→木材利用→再造林）を通じて、森林のCO₂吸収作用を強化し、脱炭素社会の実現に貢献。
- 公共建築物等木材利用促進法の制定から10年が経過。
耐震性能や防耐火性能等の技術革新や、建築基準の合理化により、木材利用の可能性も拡大。

民間建築物を含む建築物一般で木材利用を促進する法改正が必要

1 題名・総則の改正

(1) 題名・目的の改正 (題名、第1条)

- 題名を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正
- 本法の目的に「脱炭素社会の実現に資すること」を追加

(2) 基本理念の新設 (新第3条)

- 木材利用の促進に関する基本理念を新設

(3) 林業・木材産業の事業者の努力 (新第6条第2項)

- 林業・木材産業の事業者は建築用木材等の適切かつ安定的な供給に努める旨を規定

(4) 木材利用促進の日・月間 (新第9条)

- 木材利用促進の日 (10月8日)、木材利用促進月間 (10月) を制定

2 建築物における木材の利用の促進に関する施策の拡充等

(1) 基本方針等の対象の拡大 (新第10条～第12条)

- 基本方針・都道府県方針・市町村方針の対象を公共建築物から建築物一般に拡大

(2) 木造建築物の設計・施工に係る先進的技術の普及の促進等 (新第13条)

- 木造建築物の設計・施工に係る先進的技術の普及の促進、人材の育成、建築用木材・木造建築物の安全性に関する情報提供等

(3) 建築物木材利用促進協定 (新第15条)

- 国・地方公共団体と事業者等による建築物における木材利用促進のための協定制度を創設
- 国・地方公共団体による協定を締結した事業者等への必要な支援

(4) 強度等に優れた建築用木材の製造技術の開発・普及の促進等 (新第16条)

- 強度・耐火性に優れた建築用木材の製造技術及び製造コスト低廉化技術の開発・普及の促進等

(5) 表彰 (新第31条)

- 国・地方公共団体による表彰

3 木材利用促進本部の設置 (新第25条～第30条)

- 木材利用促進本部を農林水産省に設置

(本部長：農林水産大臣、本部長：総務大臣・文部科学大臣・経済産業大臣・国土交通大臣・環境大臣等)

- 基本方針の策定、木材利用の促進に関する施策の実施の推進等

施行期日：令和3年10月1日 (附則第1条)